

令和4年第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

令和4年10月31日

議 案 目 次

議案第 1 2 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について……………1
議案第 1 3 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………2
議案第 1 4 号	令和 4 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）……………別冊
議案第 1 5 号	令和 4 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計補正予算（第 1 号）……………別冊
議案第 1 6 号	令和 3 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 認定について……………6
議案第 1 7 号	令和 3 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計歳入歳出決算認定について……………7
議案第 1 8 号	訴えの提起について……………8
議案第 1 9 号	訴えの提起について…………… 10

議案第12号

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に次の者を選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 井 上 健 次
- 3 生年月日 ○○○○○○○○○

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に井上 健次氏を選任することについて同意を得たいので、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、この案を提出する。

議案第13号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連
合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化等するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）」を「常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第2号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達

日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該

任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第9条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に
ついて

令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議案第17号

令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議案第18号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提案理由

第三者行為による損害賠償請求権に基づき、相手方に求償を行ったが、無過失を主張して請求に応じないため、訴えによりその支払いを求めるもの。

議案第19号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

第三者行為損害賠償金の未払いによる武蔵野簡易裁判所への支払督促の申立て等に関し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求める。

